

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 湖南省

令和8年7月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1 %
全職員	84.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	85.9 %
本庁課長相当職	98.4 %
本庁課長補佐相当職	103.5 %
本庁係長相当職	97.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.5 %
31～35年	92.7 %
26～30年	94.5 %
21～25年	94.6 %
16～20年	87.4 %
11～15年	93.9 %
6～10年	77.3 %
1～5年	93.9 %

【説明欄】

- 男女の給与の差異を作成する際の補足事項は次のとおりです。
 - ・前年度末で退職している者、給与支給なしの者は除外
 - ・常勤職員以外の者の職員数の数え方は、週の勤務時間/常勤の勤務時間で算出
- 任期の定めのない常勤職員について、男女の給与の差異が90%以下の理由は次のとおりです。
 - ・扶養手当は男性に対して支給している場合が多く、男性の割合は約60%である
 - ・育児休業等の取得により、該当者がいる給料の平均額が10%低い

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	30.4%

【説明欄】

専門的な職種で勤務する職員（保育士等）が課長補佐相当職以下となる場合が多いためです。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	22.2%
本庁課長相当職	37.9%
本庁課長補佐相当職	72.1%
本庁係長相当職	50.0%

【説明欄】

専門的な職種で勤務する職員（保育士等）が課長補佐相当職以下となる場合が多いためです。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	120%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	40.0%	—	—	—
1月超3月以下	50.0%	—	—	—
3月超6月以下	20.0%	—	—	—
6月超9月以下	10.0%	6.7%	—	—
9月超12月以下	—	60.0%	—	—
12月超24月以下	—	6.7%	—	—
24月超	—	26.6%	—	—

【説明欄】

地方公共団体の勤務条件等に関する調査による
会計年度任用職員の育児休業取得者は該当者ありません。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	14.8 時間/月
内部部局等以外	9.9 時間/月

【説明欄】

令和7年度は選挙、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会、国勢調査を担当する職員が通常に加えて勤務したことにより内部部局等がそれ以外の職員と比べて勤務時間が増加しました。